

（設置及び目的）

第1条 県内のがん医療の均てん化及びがん診療に携わる病院の連携を円滑に推進するため、茨城県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域におけるがん診療の連携協力体制等がん医療に関する情報交換に関すること。
- (2) 院内がん登録のデータの分析，評価等に関すること。
- (3) がんについての相談支援に関すること。
- (4) がん診療に関する研修計画，診療支援医師の派遣調整に関すること。
- (5) 地域連携クリティカルパスの整備に関すること。
- (6) 緩和医療，ホスピス等との連携体制に関すること。
- (7) 放射線治療の推進に関すること。
- (8) がんゲノム医療の体制整備に関すること。
- (9) P D C Aサイクル確保の推進に関すること。
- (10) その他必要と認める事項。

（組織）

第3条 協議会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 都道府県がん診療連携拠点病院長
 - (2) 各地域がん診療連携拠点病院長
 - (3) 地域がん診療病院長
 - (4) 小児がん拠点病院長
 - (5) 各茨城県がん診療指定病院長
 - (6) 茨城県医師会長
 - (7) 茨城県保健医療部長
- 2 委員の任期は2年とし，再任は妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は，都道府県がん診療連携拠点病院長が務める。
- 3 副会長は委員の中から会長が指名する。
- 4 会長に事故あるときは，副会長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 会議は必要に応じ会長が招集し、議長を務める。

2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができない場合は、その代理者を会議に出席させることができる。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 協議会には必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の設置、部会員の構成、事業内容、その他必要事項は会長が別に定める。

(事務局)

第7条 都道府県がん診療連携拠点病院内に協議会の事務局を置き、庶務を担当する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年6月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年6月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月23日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月21日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。